



防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）※を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス（以下に、記事を掲載しています）をご利用ください。

●訓練実施日時 11月15日（水） 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認をお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 （防災ラジオ）	上りチャイム音 + 「これは、Ｊアラートのテストです。」×3 ・・・訓練放送文・・・ + 下りチャイム音



※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご利用ください。

☎ 0800-200-5656

県内の固定電話からのみ利用可能
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。
※通話料がかかります。

※おかけ間違いのないようにお願いします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



令和5年度秋季火災予防 運動に伴う広報について

11月9日（木）から15日（水）までの1週間、秋の火災予防運動が県下一斉に実施されます。この機会に火の元の周りを整理整頓するなど、日頃から身の回りに注意して火災を未然に防ぎましょう。

また火災予防運動中は、消防団による村内の巡回、午後7時に役場および各分団車庫のサイレンの吹鳴を行います。

●目的

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

●全国統一防火標語

火を消して不安を消して

つなぐ未来

●実施内容

・消防団による村内の巡回
・役場および各分団車庫のサイレンの吹鳴（午後7時）

●期間

11月9日（木）～15日（水）までの7日間

●問合せ先

総務部総務課

通学路指導員募集

教育委員会では、飛鳥学園に通う生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路指導員を募集しています。

通学路指導員とは、生徒の登下校時に、通学路指導員リーダーが指定する通学路の場所に配置され、生徒の安全の確保と通学路での指導を行う方です。

●募集要件

在住の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも通学路指導員になれます。

- ・心身ともに健康で生徒の安全の確保と通学路での指導に意欲のある方

- ・教育委員会と通学路指導員リーダーの趣旨を理解してくださる方

●報酬

1時間あたり1,100円

1時間30分あたり1,650円

●応募方法

通学路指導員登録書にご記入のうえ、教育委員会教育課までご提出ください。

※年度途中でも登録できます。

●必要書類

通学路指導員登録書

教育委員会教育課で配布します。

または村公式ホームページ内「様式ダウンロード」よりダウンロードできます。

●問合せ先

中央公民館内教育課



令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種

(秋開始接種)について

令和5年秋開始接種を次のとおり実施しています。対象者で接種を希望される方は、一人1回接種することができます。

●接種の対象者

初回接種を終了し、前回接種から3カ月を経過した生後6カ月以上の方

●接種期間

9月20日(水)～
令和6年3月31日(日)

●接種券について

対象の方には、順次接種券等を発送します。(お手元に村が発行した未使用の接種券をお持ちの方はそちらをご使用ください)

※接種券を紛失、転入等の理由により接種券の発行を希望される方は、窓口・郵送・FAX・電子申請にて接種券発行の手続きをお願いします。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

●接種方法

医療機関における個別接種となります。すこやかセンターでの集団接種は予定していません。各自、案内を参考に医療機関への予約をお願いします。

●接種を受ける際の費用

全額公費で行うため、無料です。

引き続き、初回接種についても実施しています。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する詳しい内容は、村公式ホームページ「新型コロナウイルスワクチン特設ページ」をご覧ください。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課





納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者あてに送られる予定です。

で、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録すると郵送されなくなります）

対象者		送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

●問合せ先

民生部住民課

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

・翌日以降の相談日から予約できます。

・お申込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎ 0570-0514890

●問合せ先

民生部住民課



11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

また、マイナポータルと連携すること、学生納付特例等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所にお問合せください。

●日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



日本年金機構ホームページ

●問合せ先

中村年金事務所

☎ 052145317200

公民館分館「喫茶室」 経営者募集

公民館分館内にある喫茶室の経営者を次のとおり募集します。

●所在地

飛鳥村木場二丁目3番地内

●賃料

月額133,000円

●実費

電気料、水道料、その他必要物品等

●施設規模

面積 188.53㎡(飲食スペース、厨房、トイレ等)

●応募資格・条件

①愛知県内に居住する個人(法人は不可)

②飲食店営業について1年以上の運営経験を有すること

③食品衛生法に基づく行政処分等を過去3年間受けていないこと

※その他詳細についてはお問合せください。

●応募方法

12月15日(金)までに中央公民館窓口にある申込書を提出してください。

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

私立高等学校等の 授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助します。

●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※授業料を免除されている方は、補助対象外となります。

●補助金額

年額上限1万円

●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるものの写し(預金通帳など)

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページ内「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

●申請期限

11月30日(木)

※午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜および祝日を除く)

●問合せ先

中央公民館内教育課

自転車乗車用 ヘルメット購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助していますのでぜひご利用ください。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方
※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

●対象となるヘルメット

令和5年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額

(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)

・1人につき1個(回)限り

●必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。
- ・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)
- ・対象者の生年月日を証明するもの
- ・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

●申請期限

令和6年3月29日(金)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課





低所得世帯支援給付金の 申請期限が近づいています

受給するためには、手続きが必要です。

申請期限までに必ずお手続きをお願いします。

申請期限: 11月30日(木) (当日消印有効)

1. 支給対象者

令和5年6月1日時点において本村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※次の世帯は対象となりません。

- ・世帯全員が、令和5年度分の住民税が課税となっている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・租税条約を適用されている方がいる世帯
- ・令和5年度に支給が開始された価格高騰対策を目的とした給付金(子育て世帯生活支援特別給付金を除く)を他の自治体から受給した方およびその方と同じ世帯にいた方がいる世帯
- ・令和5年1月2日以降に海外から入国した方を含む世帯

2. 支給額

1世帯あたり3万円

3. 手続き

①令和5年6月1日時点で世帯全員が本村に住民登録がある世帯

送付されている確認書の内容をご確認いただき、必要事項を記入して同封の返信用封筒にて返送してください。

②令和5年1月2日以降に日本国内から本村に転入した方を含む世帯

申請書の提出が必要です。

③未申告の方を含む世帯

住民税の申告をして支給対象となったうえで、申請書の提出が必要です。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課